

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 31 年 3 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800087号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年9月1日から昭和54年2月1日まで

私は、「B事業所」C店において、最初はアルバイトとして勤務していたが、昭和52年9月1日から正社員になり、接客業(ウェイター)のキャプテンとして、昭和55年2月15日に退職するまで、仕事内容が変わることなく、継続して勤務していた。

「B事業所」の従業員は、関連会社であるA社において厚生年金保険に加入することになっていたが、厚生年金保険の記録では、昭和54年2月1日から加入したことになっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

正社員になった昭和52年9月1日から厚生年金保険に加入したはずであり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、調査の上、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、D社から提出された「失業保険被保険者名簿(連名式)」(写)及び同社の事務を兼任するA社の事務担当者の陳述から、請求者が請求期間のうち、昭和52年9月16日から「B事業所」の店舗で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時、厚生年金保険の加入については希望制であり、加入する者はA社の所属とし、加入しない者はD社の所属としていた。請求者は、昭和52年9月16日から昭和54年1月31日まではD社に所属しており、A社には所属していなかった。請求者の給与から、請求期間の厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、A社から提出された「健康保険・厚生年金保険・失業保険被保険者名簿」(写)に記載されている、請求者の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致している。

さらに、請求者と同様に、D社及びA社で雇用保険の加入記録がある複数の元従業員（請求者が、自身と同時に正社員になった同僚として氏名を挙げている1名を含む。）について、雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者記録を比較したところ、オンライン記録によると、いずれの者も、D社における雇用保険加入期間には厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、A社における雇用保険被保険者資格取得年月日と厚生年金保険被保険者資格取得年月日は一致していることが確認できる。

なお、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムによると、D社は、請求期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社は、「請求者の給与から請求期間の厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。